

平成28年度第5回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成28年10月26日(水) 午前10時30分～午前11時

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 林真吾 下村友美

4 議題

(1) 豊山町議会議員補欠選挙の執行について

(2) 豊山町長選挙の執行について

5 会議資料

(1) 豊山町議会議員補欠選挙の執行について

議案第29号 選挙を行うべき事由が生じた旨の告示について

議案第30号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第31号 選挙長及び同職務代理人を選任すること

議案第32号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第33号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第34号 投票用紙の色及び文字の色を定めること

議案第35号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第36号 ポスターを掲示することができる日を定めること

議案第37号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

議案第38号 選挙時登録の登録日等を定めること

議案第39号 投票所を定めること

議案第40号 投票管理者及び同職務代理人を選任すること

議案第41号 期日前投票所を定めること

議案第42号 期日前投票管理者及び同職務代理人を選任すること

議案第43号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第44号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第45号 選挙立会人を定めるくじの日時、場所を定めること

議案第46号 投票及び開票の順序を定めること

(2) 豊山町長選挙の執行について

議案第47号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第48号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

6 議事内容

書記： 改めましておはようございます。定刻よりも若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただ今から平成28年度第5回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

このたび、議長から平成28年10月24日付けで議員に欠員が生じた旨の通知を受けましたので、公職選挙法に基づき、町議会議員補欠選挙を11月20日執行の町長選挙と同時に行う必要があります。

本日の委員会の議題は、その町議会議員補欠選挙の執行及び町長選挙の執行に関するものについて、でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

書記： ありがとうございます。議事の取り廻しを委員長にお願いします。

委員長： 本日は、議案が20件ございます。

初めに、議題(1)豊山町議会議員補欠選挙の執行についてです。

関連がありますので、一括して事務局に、議案第29号から議案第46号までの説明を求めます。

事務局： 順次説明いたします。まず議案第29号、選挙を行うべき事由が生じた旨の告示について、になります。平成28年10月24日付けで、議員に欠員が生じた旨の通知が議長から届きました。これを受けまして、公職選挙法に基づき、町長選挙と同時に議員の補欠選挙を行う必要があります。ページを2枚めくっていただきますと、今回、議長から届きました欠員通知が付いておりますので、各自ご確認をお願いいたします。これを受けまして、選挙を行うべき事由が生じた旨の告示を行うのですが、もう1枚ページを戻りますと、告示の案が付いております。10月24日に選挙を行うべき事由が生じ、この日から11日後の11月4日に告示を行います。11月5日から、ポスターの掲示、寄附、直接請求に関する署名収集が禁止されます。その旨の告示を11月4日に行います。

続いて、議案第30号になります。選挙の期日及びこれを告示する日を定め

ること、こちらにつきましては、町長選挙と同様に平成28年11月15日に告示をしまして、選挙の期日は11月20日となります。選挙すべき定数は、現時点では1名となっておりますが、こちらは11月15日の立候補の届出の日まで待ちまして、その人数が固まり次第、告示をいたします。10年ほど前、この人数を間違えて選挙が無効になった事例が、春日井市でありましたので、注意する必要があります。現在、1名の辞職となっておりますので、1名分の補欠選挙を行います。もし今後、町長選挙に立候補する議員がおみえになり、辞職されると、選挙すべき定数は変わりますので、注意したいと思います。

続いて、議案第31号、選挙長及び同職務代理者を選任すること、になります。選挙長を委員長、職務代理者を委員にお願いしたいと思います。

続いて、議案第32号です。開票事務と選挙会事務を合同すること、こちらは、町長選挙と同様です。開票事務と選挙会事務を併せて行います。

続いて、議案第33号、選挙会の日時及び場所を定めること、になります。こちらは、投票がある場合は、11月20日の午後9時から、場所は役場2階の会議室1・2になります。無投票の場合は、翌日11月21日月曜日の午前10時から役場3階の会議室4で行います。

続いて、議案第34号、投票用紙の色及び文字の色を定めること、になります。議員補欠選挙における投票用紙の色は薄い黄色、文字は黒色とします。参考に申し上げますと、町長選挙の投票用紙の色は白色、文字は黒色となっております。

続いて、議案第35号、ポスター掲示場を設置する場所を定めること、になります。議員補欠選挙におけるポスター掲示場については、35か所となっております。場所については、町長選挙の議案でお渡ししたものと全く同じですので、図面は割愛しております。ポスター掲示場については、隣り合わせで並べる予定をしております。町長選挙の掲示場の横に補欠選挙の掲示場を併設する予定であります。

続いて、議案第36号、ポスターを掲示することができる日を定めること、になります。こちらは町長選挙と同様、立候補の日、11月15日にポスターを掲示することが出来ます。

続いて、議案第37号、ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること、になります。議員補欠選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の数は、町長選挙と同様、4区画と定めさせていただきます。

続いて、議案第38号、選挙時登録の登録日等を定めること、になります。今回、告示は町長選挙と同じく5日前を予定しておりますので、補欠選挙におきましても、登録の基準となる日及び登録を行う日は11月14日、年齢については11月20日が基準となっております。縦覧日については、15日の午

前8時30分から午後5時まで役場で行うことができます。

続いて、議案第39号、投票所を定めること、になります。こちらは町長選挙と同様、5つの投票所を予定しております。

続いて、議案第40号、投票管理者及び同職務代理者を選任すること、になります。これにつきましては、町長選挙と同じメンバーとなっておりますが、1点、変更がございます。豊場東投票区について、職務代理者を変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第41号、期日前投票所を定めること、になります。こちらは町長選挙と同様、役場の2階の会議室で行います。

続いて、議案第42号、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること、になります。こちらは、町長選挙と同様のメンバーでお願いしたいと思います。

続いて、議案第43号、不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること、になります。町長選挙と同様、11月10日木曜日から不在者投票用紙を発送いたします。

続いて、議案第44号、投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること、になります。議員補欠選挙のくじにつきましては、11月15日の午後6時30分から、役場2階会議室1で行います。参考に申し上げますと、町長選挙の選挙公報の掲載順を決めるくじが午後6時から、町長選挙の投票所内の掲載順を決めるくじが午後6時15分から、その後に議員補欠選挙の投票所内の掲載順を決めるくじが午後6時30分と、15分ずつに合計3本、こちらは委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第45号、選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること、になります。こちら、前日までに10名以上の選挙立会人が出ましたら、くじで立会人を決める必要があります。このくじの日時は、11月18日午前9時15分から役場2階会議室1で行います。くじを行う際は、委員長、よろしくよろしくお願いいたします。

続いて、議案第46号、投票及び開票の順序を定めること、になります。普段、こういった議案はないのですが、同時選挙を行う場合は投票及び開票の順序について告示する必要があります。今回、投票の順序、開票の順序、それぞれについて、町長選挙から行うものとします。

以上で、議題（1）豊山町議会議員補欠選挙の執行についての説明を終わります。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：（無し）

委員長：無いようですので、ここで採決に入ります。議案第29号から議案第46号

まで、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

次に、議題（２）豊山町長選挙の執行についてです。

関連がありますので、一括して事務局に、議案第４７号と議案第４８号の説明を求めます。

事務局： まず、議案第４７号、町長選挙の投票管理者及び同職務代理者を選任すること、になります。先ほどご説明いたしました、豊場東投票区の職務代理者を変更しましたので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第４８号、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること、になります。

説明は以上です。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：（無し）

委員長： 無いようですので、ここで採決に入ります。議案第４７号と議案第４８号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で何かありましたら、お願いします。

事務局： 事務局から１点、報告がございます。

議案の最後に付いております各選挙管理委員の業務予定をご覧いただきたいと思ひます。こちらが最新の日程となっておりますので、順次確認をしていきたいと思ひます。

１０月２４日に町長選挙の事前説明会、こちらは終了しました。１１月４日金曜日に町議の補欠選挙の事前説明会を役場２階の会議室１で午後２時から行いますので、皆様の出席をお願いいたします。この日、３階の会議室３で町長選挙の書類事前審査を行っております。

続きまして、１１月１１日金曜日、この日は選挙車両の点検がございます。西枇杷島警察署の方が役場におみえになりまして、車両点検を行います。町長選挙に出られる方につきましては、１１月４日に時間を指定して、役場に来ていただくこととなります。補欠選挙の方につきましては、この日、同時に午前８時３０分から午後５時まで書類の事前審査を行います。よって、事前審査を終わった方から、車両点検の方に移動していただく形となります。

続いて、１１月１５日火曜日、告示を行います。この日、立候補の受付は、２つのテーブルを設けまして、同時に受付を行います。午前８時３０分から２階の会議室で行いますので、皆様の出席をお願いいたします。立候補の受付は、

それぞれ午後5時までとなっております。これが終わりましたから、午後6時より役場2階の会議室1で、町長選の選挙公報の掲示の掲載順序のくじを行い、投票所の氏名等の掲示の掲載順序のくじを午後6時15分から、町議の補欠選挙の投票所の氏名等の掲示の掲載順序のくじを午後6時30分から行います。こちらは、委員長にお願いいたします。

続いて、期日前投票につきましては、前回と同じように16日から18日は選挙管理委員、19日は職員が対応いたします。選挙当日の20日は、前回と同じく午前6時に監査委員室前に集合となっております。投票は午前7時から午後8時まで、開票は午後9時からそれぞれが終了するまで行います。当選者確定後に当選者への当選告知を行います。こちらは、具体的なスケジュール、役割等は後日お知らせいたします。

最後に、大きく変わった点として、当選証書の付与式がございます。今回、場合によっては無投票となる可能性があります。無投票の場合、20日は特に何もありませんが、21日月曜日に選挙会を行う必要があります。選挙会については、午前10時から会議室4で行います。これはいくつかパターンがありまして、両方とも無投票であれば、午前10時から町長選挙の選挙会、それが終わり次第、立会人を交代し、町議の補欠選挙の選挙会を行います。その後、会議室3で町長選挙の当選証書の付与式を午前11時から、町議の補欠選挙の当選証書の付与式を午前11時30分から行います。委員の皆様には、午前11時に会議室3に来ていただきたいと思います。ただ、委員長は選挙長になっていきますので、無投票の場合は、選挙会がありますので、午前10時までに会議室4に来ていただきたいと思います。

委員： 無投票の場合、我々は選挙会に出なくていいのですか。

事務局： 選挙会は、選挙立会人と選挙長となっております。選挙長は午前10時に来ていただきたいと思います。もしかすると、選挙会が1つになるかもしれませんが、時間が若干空いてしまうかもしれませんが、ご了承ください。以上です。

委員長： 事務局から説明が終わりました。他に何かありますでしょうか。

委員： (無し)

委員長： よろしいでしょうか。以上で、本日の委員会は終了いたします。大変ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成28年度第5回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成28年10月26日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信